

「宮っこを守り・育てる都市宣言」
(素案)

令和●年●月

宇都宮市

1 「宮っこを守り・育てる都市宣言」制定までの経緯

全国的に児童虐待の相談件数が過去最多となるなど、こどもを取り巻く環境が深刻化するとともに、こどもの貧困やヤングケアラーなどこどもや子育て家庭が抱える問題が複雑・多様化する中、安心して、健やかに成長するためには、地域社会が一体となり、市民一人ひとりが主体的にこどもを守り・育てる行動を実践していくことが重要です。

このようなことから、地域社会の中で、こどもたち一人ひとりが、人間力を高めながら、自分らしく、当たり前で成長できるまちとするため、「宮っこを守り・育てる都市宣言（以下、「本宣言」という。）」を制定し、市内外に広く発信することとしました。

2 宮っこたちへ

あなたたちは本市の宝であるとともに未来への希望であり、かけがえのない存在です。あなたたちには一人の人間として生きていくための権利があり、その権利は当然に保障されるものです。あなたたちが健やかに成長し、未来を築いていくことは、市民の大きな願いです。こうした考えの下、すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるまちの実現に向けて、この宣言を制定しました。

大人は、この宣言の考え方を共有し、あなたたちを守り・育てるための行動を実践していきます。あなたたちは、生きる上での基本である「社会性」や「規範意識」を身につけるため、日常生活における行動規範である「宮っ子の誓い」を実践し、自分を律しつつ、人に優しくできるよう、人との触れ合いを通して人間力を高めていきましょう。

3 「こども」の定義

本宣言における「こども」とは、心身の発達の過程にある者を言います。これは、「こども基本法（令和5年4月1日施行）」に準拠した定義です。

『宮っこを守り・育てる都市宣言』

今を生きる，そして未来を生きるこどもたちへ
自分の将来に，夢や希望をもてていますか
周りの大人はあなたを見守り，支えてくれていますか
自分の意志や思いを，周りの大人に伝えられていますか

すべてのこどもたちが生まれ育った環境に左右されることなく，
思いやりの心をもって，人間力を高めながら，笑顔でいきいきと
成長できる社会の実現に向け，私たちは，地域が一体となって
宮っこを守り・育てる都市を目指し，ここに宣言します。

宮っこはいつの時代もうつのみやの宝 みんなで守り，育てます。

- 1 こどもが個人として尊重され，こどもの今とこれからにとって最もよいことをこどもと一緒に考え，その実現に取り組めます。
- 2 こどもが夢や希望にあふれ，心豊かに成長できる環境づくりに取り組めます。
- 3 すべての家庭が，安心してこどもを産み育てることができる環境づくりに取り組めます。
- 4 地域社会が，こどもを温かく見守り，安全・安心の確保や1人ひとりに合った支援に取り組めます。

今を生きる、そして未来を生きるこどもたちへ
自分の将来について、夢や希望をもてていますか
周りの大人はあなたを見守り、支えてくれていますか
自分の意志や思いを、周りの大人に伝えられていますか

今を生きる、そして未来を生きるこどもたちへ

- 本宣言の対象が「今と未来のこどもたち」であることを示しています。
- 「今のこどもたち」が周囲の大人に愛情をもって育まれ、地域に愛着や誇りをもち、健やかに成長し、自分の夢に向かって羽ばたいていく。そして、大人になった「今のこどもたち」が、「未来のこどもたち」を愛情をもって育てていくという、現在から未来に向かって持続的に進んでいく過程や循環も対象とすることを表現しています。

自分の将来について、夢や希望をもてていますか

- こどもが将来に向かって夢や希望をもった輝く人として生きてほしいという願いを込めています。
- 「夢や希望」には、こどもが思う「こうなりたい」、「こんな大人になりたい」という思いはもとより、地域の中で力を合わせながら、生きがいをもって生活できる環境が持続的に整うことも含んでいます。

周りの大人はあなたを見守り、支えてくれていますか

- 世代を超えた人と人とのつながりの中で、こどもから大人まですべての人が支え合いながら生きて欲しいという願いを込めています。
- 「見守り、支えて」には、地域における共生という思いのほか、地域の大人がこどもを一人の個人として尊重しながら、こどもの思いや行動を見守り、時には助言するなど、必要な支援を行うことも含んでいます。

自分の意志や思いを、周りの大人に伝えられていますか

- 「子どもの権利条約」の4原則の1つである「参加する権利」や「こども基本法」の基本理念に定めている「年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」を踏まえた。
- 上記3文については、「イノベーションm i y aユース会議」において、こどもたちから、「話を聞いてほしい」や「こどもの気持ちを考えて」などの提言がなされたことから、こどもの気持ちを確認する表現として、こどもたちに投げかける表現としました。

すべてのこどもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、思いやりの心をもって、人間力を高めながら、笑顔でいきいきと成長できる社会の実現に向け、私たちは、地域が一体となって宮っこを守り・育てる都市を目指し、ここに宣言します。

- 本宣言の目的である「地域社会が一体となって、こどもを守り・育てる」ことを明確に示しています。
- 本市の子育て施策の道標である「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の基本理念や市民福祉の増進を目的とする「福祉都市宣言」と整合を図った内容であるとともに、本市総合計画が目指す「子育て・子育ての未来都市うつのみや」の実現のために、本宣言の実践が非常に重要であることを表現しています。
- 「イノベーションm i y aユース会議」において提言されたキーワード「笑顔」を盛り込んでいます。

《参考》福祉都市宣言

宇都宮市は赤ちゃんからお年寄り、ハンディキャップを持った人々などすべての市民が笑顔でことばを交わし健康でいきいきと暮らせる心のふれあう福祉のまちをつくります

宮っこはいつの時代もうつのみやの宝 みんなで守り、育てます。

- 1 こどもが個人として尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことをこどもと一緒に考え、その実現に取り組めます。
- 2 こどもが夢や希望にあふれ、心豊かに成長できる環境づくりに取り組めます。
- 3 すべての家庭が、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりに取り組めます。
- 4 地域社会が、こどもを温かく見守り、安全・安心の確保や1人ひとりに合った支援に取り組めます。

宮っこはいつの時代もうつのみやの宝 みんなで守り、育てます。

- 本宣言においては、今を生きる、そして、これから生まれてくる未来のこどもたちが主役であるという思いを込めて、本市のこどもたちのことを「宮っこ」として表現しています。
- 「うつのみやの宝」では、宮っこが今を生きる一人の人間として、かけがえの

ない存在であり、未来に向かって羽ばたく可能性に満ちた未来への希望であることを表現しています。

- 「みんなで守り、育てます」は、前文でうたった、本宣言の目的を表現したものであり、「みんな」とは、家庭や学校、地域、企業、行政など、社会全体を指すものです。

1 こどもが個人として尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことをこどもと一緒に考え、その実現に取り組みます。

- こどもが本宣言の主役であり、権利の主体であることを明らかにするための柱としました。
- すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するために制定された「こども基本法」の第1条（目的）で示された内容と整合を図り、「こどもを個人として尊重すること」、「こどもの最善の利益を考えること」を基本としました。

《参考》こども基本法：第1条（目的） ※一部文章を抜き出し

第1条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、（略）こども施策を総合的に推進することを目的とする。

- この柱は、「子どもの権利条約」に定める4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）や「こども基本法」基本理念のすべてを含むものです。

《参考》こども基本法：第3条（基本理念） ※一部文章を抜粋

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

- 「イノベーションm i y aユース会議」においても、こどもたちから、「こどもの意見も取り入れて」や「話を聞いてほしい」、「こどもの気持ちも考えて」などの提言がなされたように、こどもたちを個人として尊重し、こどもたちの意見表明の機会を確保するとともに、その意見を受け止め、共感し、こどもの最善の利益（全てのこどもの今とこれからにとって最もよいこと）を考えながら、その実現していくことの重要性を表現しています。

2 こどもが夢や希望にあふれ、心豊かに成長できる環境づくりに取り組みます。

- 「宮っこ子育て・子育て応援プラン」や「宮っこ未来ビジョン」の基本理念と整合を図り、「こどもの健やかな育ち」に重点を置いた柱としました。

《参考》第2次「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」 基本理念

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てることができる「子育て」・「子育て」の未来都市うつのみやを目指します。

《参考》宮っこ未来ビジョン 基本理念

心豊かでたくましく生きる人を目指して

— 心の触れ合う「対話」と未来を切り拓く「創造」を通して —

- 本宣言の目的である「地域社会が一体となって子どもを守り・育てる」のうち、「育てる」には、「子育て」「子育て」という2つの意味が込められており、その1つ目である「子育て」の部分を担当する柱です。

- こどもたちが本市の自然や文化、魅力を感じながら体験・経験を重ね、地域に誇りや愛着を持ちながら、健やかにすくすくと成長できるよう支えていくことの重要性を表現しています。
- 「イノベーションm i y aユース会議」においても、こどもたちから、「一人ひとりに合った指導を」や「褒めて」、「結果よりも努力を認める」などの提言がなされたように、周囲の大人がこどもたちの思いや行動に共感し、必要な支援や指導を行いながらこどもたちが夢や希望をもって心豊かで健やかに育っていけるよう支えていくことの重要性を表現しています。
- 子どもたちにとっては、夢や希望を膨らませることや相手の立場を考えながら責任をもって行動すること、「夢を抱いてやり抜く心」を持つことなどが重要であり、この考え方は「宮っこ未来ビジョン」やこどもたちの行動規範の一つである「宮っ子の誓い」と方向性を共有するものです。

3 すべての家庭が、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりに取り組みます。

- 「第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）」や「第2次宮っこ子育て・子育て応援プラン」と整合を図り、「子育て支援」に重点を置いた柱としました。

《参考》第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）

政策の柱：Ⅰ 子育て・教育の未来都市の実現に向けて

【政策を構成する施策】 ※一部文章を抜粋

- ・ 結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実
- ・ 子育て支援の充実

《参考》第2次「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」 基本理念

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるとともに、すべての子育て家庭が安心してこどもを生み育てることができる「子育て」・「子育て」の未来都市うつのみやを目指します。

- こどもについては、当然に親（父母又は法定の保護者）が、その第一義的責任を負うものでありますが、こどもは親だけによって育てられるものではありません。こどもの健やかな育ちのためには、全ての家庭が、学校や地域などとのつながりを持ちながら、こどもを取り巻くすべての大人から支援され、安心して子育てできる環境づくりに取り組む必要があることを表現しています。
- 「安心して子育てできる環境づくり」については、現在、子育てをしている世

代に安心・安全な環境を提供するだけでなく、これから大人になり結婚や妊娠・出産を希望する今のこどもたちが、将来、安全・安心に子育てすることができるよう環境づくりに取り組む必要があることを表現しています。

4 地域社会が、こどもを温かく見守り、安全・安心の確保や1人ひとりに合った支援に取り組めます。

- 「第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）」や「第2次宮っこ子育て・子育て応援プラン」と整合を図り、こどもたちを見守りながら、事件や交通事故などからこどもたちの命を守ることや、こどもたちが置かれた環境やこどもたち自身の状況に合わせて、一人ひとりに合った支援に取り組むことなどの「安全・安心な環境づくり」に重点を置いた柱としました。

《参考》第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）

政策の柱：Ⅰ 子育て・教育の未来都市の実現に向けて

【政策を構成する施策】 ※一部文章を抜粋

・ 子どもを守り・育てる支援の充実

- こどもたちが生まれ育った環境だけではなく、こどもたち自身の状況に左右されることがないように、困難を有するすべてのこどもが安全・安心に、笑顔でいきいきと成長できるよう、地域社会全体で支えていく必要があることを表現しています。
- 「イノベーションm i y aユース会議」においても、こどもたちから、「信頼」や「会話」、「優しさ」などの提言がなされたように、地域社会全体がこどもたちを温かく見守り、互いの信頼関係の中で安全・安心な環境づくりに取り組むことの重要性を表現しています。

6 各主体に期待される取組

(1) 家庭

- ・ 子育てにおける第一義的責任は保護者にあることを認識し、こどもの最善の利益を考えるとともに、こどもの人格を尊重し、こどもの成長や発達に応じた養育に努めることが期待されます。
- ・ こどもが豊かな人間性や基本的な生活習慣を身に付けて成長することができるよう、必要な協力を周囲から得るとともに、より良い家庭環境づくりに努めることが期待されます。

【具体的な取組イメージ】

○ こどもを愛しましょう。

- ・ こどもに「大好きだよ」、「大切な存在だよ」と伝えましょう。
- ・ 温かい言葉と一緒に、抱きしめたり、頭をなでたり、スキンシップを取りましょう。
- ・ こどもの良いところや頑張ったことを認め、褒めてあげましょう。

○ こどもの意見を聞きましょう。

- ・ 家事など他のことをしながらではなく、こどもと顔を合わせながら話をしましょう。
- ・ 習い事や休日の過ごし方などこどもに関わることを決める時には、こどもの意見を聞きましょう。
- ・ こどもの意見を実現することが難しい場合には、頭ごなしに否定したり、叱ったりするのではなく、こどもが理解し、納得できるよう「なぜ難しいのか」、「なぜしてはいけないのか」を説明し、こどもにとって最善の方法と一緒に考えましょう。

○ こどものお手本となるような行動を心がけましょう。

- ・ こどもが、規則正しい生活や偏りのない食事などの基本的な生活習慣を身に付けられるよう、親の生活習慣を整えましょう。

○ 家庭がこどもにとって心穏やかに過ごせる場所となるよう努めましょう。

- ・ 親子関係だけではなく、家族内での良好な関係を維持し、こどもが安心して過ごせる場所を作りましょう。

○ 周囲の方を頼りましょう。

- ・ 近所の方との日頃からのあいさつなどを通して良好な関係性を築き、互いに必要な協力ができるようにしましょう。
- ・ こどもや子育てに関する不安や困り事のすべてを家庭で抱え込まず、学校や地域、行政など、周囲の人を頼りながら、親の心身も健全に、楽しく子育てしていきましょう。

(2) 学校

- ・ こどもの最善の利益が守られ、こどもの年齢及び心身の発達に応じて、こどもが主体的に育ち、学ぶことができ、それにより能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、必要な支援を行うことが期待されます。
- ・ こどもが自分と他人の持つ権利を理解し、尊重し、守ることを身に付けられるよう、支援に努めることが期待されます。

【具体的な取組イメージ】

○ こどもの権利について、こどもたちが正しい知識や行動を習得できるようにしましょう。

- ・ 先生も児童生徒も一緒になってこどもの権利について学び、理解促進に努めましょう。
- ・ 「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」という4つの権利を基本として、こどもの権利が認められていることだけではなく、「権利の行使」には「義務の履行」が付帯することについても、十分に理解を深めましょう。その際、知識の習得だけではなく、周囲への配慮の仕方など具体的な行動についても学べるようにしましょう。
- ・ いじめや虐待などによりこどもたちの最善の利益が失われることがないように、権利の侵害や命を守る行動についても理解を深めましょう。

○ こどもたちが自立した個人として生きていける力を習得できるようにしましょう。

- ・ 確かな学力や豊かな人間性、健康・体力などの「生きる力」の育成に努めましょう。
- ・ 児童生徒一人一人が、夢や希望を抱き、未来に向かってたくましく成長し続けることができるよう、関係機関と連携し、必要な支援をしましょう。
- ・ こどもたちが犯罪に巻き込まれることがないように、家庭等とも連携しながら防犯教育に取り組みましょう。
- ・ こどもたちが交通事故に巻き込まれることがないように、安全な歩行や自転車の利用など、交通安全教育に取り組みましょう。

○ こどもたちの意見を聞きましょう。

- ・ 校則や学校のルール、児童・生徒会活動などについて、こどもたちが主体的に考え、意見を表明する機会を確保しましょう。

(3) 地域

- ・ 日常生活においてこどもを見守り、安全・安心にこどもが生活し、家庭が安心して子育てできる地域の環境づくりに努めることが期待されます。
- ・ こどもの成長に関して、こどもと保護者に向けた情報・知識の共有や交流・相談等の支援に努めることが期待されます。
- ・ 家庭や学校を支えるとともに、市や地域の団体が行うこども・子育て支援の取組に協力するよう努めることが期待されます。

【具体的な取組イメージ】

- こどもを守り・育てる社会の実現に向け、地域が重要な主体であることを認識し、本宣言をできるだけ多くの方と共有しましょう。
- こどもや子育て家庭が安心・安全に過ごせるよう、温かく見守り、笑顔で声をかけましょう。
 - ・ こどもたちが安全・安心に通学でき、交通事故や犯罪などに巻き込まれることがないように、地域の方々と協力しながらこどもたちの登下校を見守りましょう。また、自動車や自転車で走行する際には、子どもたちが安全・安心に通行できるよう丁寧な運転を心がけましょう。
 - ・ 日頃からのあいさつなどを通してこどもや子育て家庭との良好な関係性を築き、互いに必要な協力ができるようにしましょう。
 - ・ こどもや子育て家庭への笑顔での声掛けを心がけましょう。
- こどもや子育て家庭が地域に協力を求められる環境を整えましょう。
 - ・ こどもや家庭を見守る中で、少しでも気になることや異変があれば、まずは声掛けを行い、話を聞きましょう。
 - ・ 話を聞いた上で、協力することで解決につながることであれば協力をしましょう。地域の中でも解決が難しい場合には、行政などと連携しながら適切な機関につなげるようにしましょう。
 - ・ 家庭に向けたこどもや子育てに関する情報・知識の共有に当たっては、押し付けにならないよう、親と一緒に考えるようにしましょう。
- こどもたちの健やかな育ちを応援しましょう。
 - ・ 運動会や部活動などの学校での活動や、公園や自然の中での遊びなど、こどもたちが健やかに育っていくために地域の中で全力で取り組んでいることについて、温かい気持ちで受け入れ、応援しましょう。

(4) 企業

- ・ 子育てにおける親の役割を理解し、仕事と子育てを両立できる職場環境の整備に努めることが期待されます。
- ・ 従業員のニーズに応じた就業体系や職務環境の整備に努めることが期待されます。
- ・ 地域社会の一員として、地域で行われるこどもの健やかな成長のための取組に協力するとともに、将来の地域を担う人材の育成に努めることが期待されます。

【具体的な取組イメージ】

- **子育て中の従業員が柔軟に休暇・休業制度を取得できる環境づくりや職場風土づくりに取り組みましょう。**
 - ・ 「共働き・共育て」の実現に向け、男性、女性ともに、育児休業の取得促進に取り組みましょう。
 - ・ 従業員が気兼ねなく休暇・休業制度を取得できるよう、管理職等の意識改革に取り組みましょう。
 - ・ 各種制度を取得したことによる昇給・昇進及び人事等への影響がないよう合理的な配慮をしましょう。
- **従業員のニーズに応じた就業体系や職務環境を整備しましょう。**
 - ・ 長時間労働や時間外労働などの削減に取り組みましょう。
 - ・ フレックスタイム制や時短勤務制の導入に取り組みましょう。
 - ・ 企業内託児所やキッズルームなど、こども同伴で仕事ができる環境づくりに取り組みましょう。
- **こどもたちの将来の職業選択の選択肢が増える取組をしましょう。**
 - ・ 職業体験や工場見学など、こどもたちの将来の職業選択の幅が広がる取組を行いましょう。
 - ・ 学校等への出前講座などにより、こどもたちが将来働くことへのポジティブな気持ちを育みましょう。
 - ・ こどもたちに親の働いている姿を見せられるような取組を実施しましょう。

(5) 行政

- ・ こどもを地域社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、こどもが生まれる前から大人になるまで、こどもの最善の利益が守られるよう、年齢や発達段階に応じた支援施策を切れ目なく、総合的かつ一体的に実施します。
- ・ 家庭や地域、学校及び企業が互いに情報を共有し、協力しながらそれぞれの役割を果たすことができるよう、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、必要な支援及び調整を行います。

【具体的な取組イメージ】

- こども行政を市の最重要課題として、こどもを守り・育てるための施策・事業の推進に、全庁横断かつ全力で取り組みます。
- 各主体がこどもたちを守り・育てる行動を実践できるよう、行政が中心となり効果的に連携できる環境を整備します。
- 各主体が子どもの権利について、正しく理解を深められるよう、子どもの権利に関する周知・啓発に取り組みます。
- 本市のこどもたちの意見表明の機会を確保するとともに、こどもたちの意見を尊重し、本市のあらゆる分野の施策に最大限反映させます。
- 発達の気になるこどもや不登校、就学前のこどもなど、全てのこどもたちの意見を取りこぼすことなく聴取するための効果的な手法について、継続的に検討していきます。
- 情報を届けたい相手に合わせた効果的な情報発信に取り組みます。特に、こどもたちには、こどもの視点に立った分かりやすい表現やSNS等を活用した情報発信に取り組みます。
- こどもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるよう、結婚、妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援や経済的な支援に取り組みます。
- こどもたちや家庭が地域社会で誰一人取り残されないよう、アウトリーチや伴走型の支援に取り組みます。
- こどもたちの権利が侵害されることがないように、虐待やいじめ等の撲滅に取り組みます。
- こどもたちを守り・育てるために、積極的に新たな施策・事業を企画・立案し、スピード感をもって推進していきます。

6 策定体制と策定経過

(1) 策定体制

【庁内】

- ・ 「(仮称) 子どもを守る都市宣言」検討委員会
- ・ 「(仮称) 子どもを守る都市宣言」検討委員会作業部会

【庁外】

- ・ 宇都宮市子ども・子育て会議
- ・ イノベーションm i y aユース会議

(2) 策定経過

令和5年	5月	宇都宮市子ども・子育て会議 「子どもの権利等に関するアンケート」の実施
	6月	宇都宮市議会（議員協議会）
	7月	イノベーションm i y aユース会議の開催
	8月	宇都宮市議会（議員協議会） 宇都宮市子ども・子育て会議
11月		宇都宮市議会（議員協議会） 宇都宮市子ども・子育て会議
12月		パブリックコメント
6年	2月	宇都宮市子ども・子育て会議

《宇都宮市子ども・子育て会議 委員名簿》

(敬称略)

構成員				氏名	備考
1号	子どもの保護者		1 子どもの保護者	菊地 香織	
			2 子どもの保護者	梅村 英美子	
2号	事業主		3 宇都宮商工会議所	青木 克介	
3号	労働者		4 連合栃木宇河地域協議会	仙波 和夫	
4号	児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者	児童福祉	5 宇都宮市母子寡婦福祉連合会	栗田 幹晴	
			6 宇都宮市民生委員児童委員協議会	田代 純子	
			7 宇都宮市私立保育園協会	海野 仁昭	
		障がい者(知的を含む)	8 NPO法人障がい者福祉推進ネットちえのわ(障がい児を代表する団体)	佐々木 佳子	
	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	地域福祉	9 宇都宮市社会福祉協議会	平手 義章	
		教育	10 認定こども園を代表する者	永田 文子	
			11 事業所内保育施設実施者	松本 清美	
			12 宇都宮地区幼稚園連合会	木嶋 香保利	
			13 宇都宮市小学校長会	原 晃子	
			14 宇都宮市中学校長会	新村 雅司	
			15 宇都宮市内高等学校長会	梅澤 圭子	
		保健・医療	16 宇都宮市医師会	飯村 文俊	
		地域・市民団体	17 宇都宮市PTA連合会	関口 快太郎	
			18 宇都宮市青少年育成市民会議	関口 浩	
			19 宇都宮市青少年巡回指導員会	釜井 彰一	
			20 宇都宮市地域まちづくり推進協議会	小池 恵一郎	
			21 一般社団法人栃木県若年者支援機構	中野 謙作	
5号	学識経験者		22 大学教授(作新学院大学 女子短期大学部)	坪井 真	
			23 大学教授(宇都宮共和大学 子ども生活学部)	河田 隆	
			24 市議会議員	菅野 大造	
			25 弁護士	浅木 一希	
6号	その他市長が必要と認める者	行政	26 警察関係者	堀江 恵美	
			27 栃木労働局	寛 俊夫	
			28 栃木県中央児童相談所	藤井 一夫	
		公募	29 地域の青少年健全育成等に関心のある方	荒井 浩元	

《イノベーションm i y aユース会議》

○ ユース会議とは

本市の施策事業に係る意見表明と、それを子どもが共有できる機会を提供するため、アンケートにより広く子どもの意見を集約し、会議においてその内容について議論を行うもの

○ キーワード一覧

- ・ 小さなことも認める
- ・ 結果よりも努力を認める
- ・ 一人一人の行動を認める
- ・ 笑顔
- ・ 話を聞いてほしい
- ・ 会話
- ・ 優しさ
- ・ 否定ではなく話し合いを
- ・ 一人ひとりに合った指導を
- ・ お互いに理由を聞いてほしい、教えてほしい
- ・ こどもの気持ちも考えて
- ・ 他人と比較しない
- ・ こどもの意見も取り入れて
- ・ 平等にしてよ！
- ・ 信頼関係
- ・ 褒める
- ・ 伝え方
- ・ 頑張ったことを認めてほしい

《参考：宮っ子の誓い》

本市においては、市民と行政が共有する人づくりの指針となる「宮っこ未来ビジョン」を平成17年に策定しました。

その実現のためには、特に人格の基礎が培われる、幼児期から青年初期（18歳まで）において、生きる上での基本である「社会性」や「規範意識」を身につけることが重要であることから、日常生活の中で、こどもたち自らが実践できる行動規範となるとともに、学校や家庭、地域等が一体でこどもを育むための拠り所となる、「宮っ子の誓い」を制定しました。

《参考》宮っ子の誓い

わたしたちは、北関東の真ん中にふんばる「宇都宮っ子」、ともに輝く未来に向かって進みます。

- 1 「宮っ子」は、きまりを守る素直な心持ってます。
- 2 「宮っ子」は、よわい人をいたわる心持ってます。
- 3 「宮っ子」は、美しいものを愛する心持ってます。
- 4 「宮っ子」は、夢を抱いてやりぬく心持ってます。